

令和元年度

# いじめ防止基本方針



天津日本人学校

# 目次

はじめに	2
第1 いじめ防止基本方針の策定等	3
1 いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめ防止対策委員会の設置	
第2 いじめの防止	4
1 いじめの防止等への取組	
2 道徳教育及び体験活動の充実	
3 教職員の協力体制	
第3 いじめの早期発見	4
1 相談体制の整備	
2 児童生徒に対する定期的な調査の実施	
3 連絡その他の適切な措置	
第4 いじめへの対処	5
1 事実の有無の確認を行うための措置等	
2 いじめがあったことが確認された事案への措置	
3 重大事態への対応	6
第5 いじめ防止対策基本方針の評価	6
いじめの発見・対応の流れ	7

## はじめに

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。

＜いじめ防止対策推進法 第一章総則より＞

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめの防止等は、すべての教職員が自らの問題として受け止め、毅然とした態度で徹底して取り組むべき重要な課題である。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組み、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を職員間で共有し、いじめ問題を学校全体として正しく理解し実践していくために「いじめ防止基本方針」を作成した。



天津日本人学校児童生徒会マスコットキャラクター「ニコット君」

## 第1 いじめ防止基本方針の策定等

### 1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) いじめ防止対策基本方針の評価

### 2 いじめ防止対策委員会の設置

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

#### <趣旨>

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### <構成>

校長、教頭、教務主任、指導部主任、その他関係教職員で構成する。

#### <設置期間>

委員会は、常設の機関とする。

#### <所掌事項>

委員会は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

## 第2 いじめの防止

### 1 いじめの防止等への取組

いじめの防止は、教職員の児童生徒の発する小さなサインへの気づきが重要である。そのためには、児童生徒一人一人を把握した児童生徒理解をし、教職員と児童生徒が共感的な人間関係にあることが重要である。また、本校の学校目標である「あいさつ世界一」に向けた児童生徒会を中心とした取組や、様々な学習活動を児童生徒が主体的に取り組み、自分自身が価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる心の育成が大切であると考えている。

### 2 道徳教育及び体験活動の充実

児童生徒に対して、いじめ防止のために、児童生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。いじめ問題は、他人を思いやる心や受け入れる心、人権意識の欠如から発生するものである。いじめをしない、いじめは絶対に許さないという気持ちを育てるとともに、中国の文化等を理解し、この地に生きる人々の存在と自分の存在を等しく認め、尊重し合える態度を育てることが大切であると考えている。

### 3 教職員の協力体制

本校は、指導部を中心に「生徒指導の三機能」を柱に、学校教育を行っている。その中で温かい学級経営や教育活動を目指して、学級、ブロック、学校全体で展開していくためには、教職員どうし日々の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり相談したりしやすい職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題への対応が迅速にできる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

## 第3 いじめの早期発見

### 1 相談体制の整備

児童生徒に対して、普段の学校生活の中で教育相談を実施し、いじめの早期発見のための、相談体制を整備する。

### 2 児童生徒に対する定期的な調査の実施

児童生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめ問題を含む教育相談アンケートの定期的な実施や聴き取りなどの調査、その他必要な措置を講じる。

### 3 連絡その他の適切な措置

日頃から児童生徒の小さなサイン等について保護者と連携を図り問題の共有がされていることが重要である。また、児童生徒、保護者及び教職員等から、児童生徒がいじめを受けていると連絡を受けたり、思われたりしたときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

## 第4 いじめへの対処

### 1 事実の有無の確認を行うための措置等

#### (1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じてアンケートの実施や聴き取り調査等により、いじめの事実確認を行う。

#### (2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者（学校運営理事会）に報告する。場合によっては、在中華人民共和国日本国大使館、文部科学省に報告する。

### 2 いじめがあったことが確認された事案への措置

#### (1) いじめを受けた児童生徒等への対応

- ・ いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、いじめられた児童生徒の不安を軽減することに努める。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた児童生徒又はいじめを行った児童生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための必要な措置を講じる。
- ・ いじめ防止対策委員会で協議し、組織的な指導体制をつくり、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（教職員や家族等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い、支えることができるようにする。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者から不安に思っている事柄を丁寧に聴き取り、具体的な対処方法を伝えるなど、保護者の不安が軽減されるようにする。

#### (2) いじめを行った児童生徒等への対応

- ・ いじめは「絶対に許されない行為」であることを理解させ、いじめをやめさせる。
- ・ いじめの事実について、いじめを行った児童生徒に確認をし、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめを行った児童生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童生徒が安心できるように配慮し指導していくことを理解させる。
- ・ なぜいじめをしてしまったのか、行った事実となぜそのような行動につながったのか自分自身の心を深く見つめ直させるなどして、いじめた児童生徒に心から謝罪ができるまで指導する。
- ・ 再発を防止するため、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行い、保護者と連携して児童生徒の反省を促す。

#### (3) 保護者間での情報の共有等

- ・ いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

#### (4) いじめの再発防止のための全体指導

- ・ いじめは心も身体も傷つく恐れが十分にある。いじめがいかにかに人として許されない行為であるかを指導する。
- ・ いじめではないかと思うことを見聞きした場合、傍観者も加害者であるという認識から、取るべき行動（止めさせる、誰かに知らせる、相談する）を起こすこと。決して見て見ぬふりや笑って同調するべきではないことを指導する。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態調査委員会の設置

##### <趣旨>

法に触れるような重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を学校に設置する。

##### <構成>

校長、教頭、教務主任、指導部主任、各ブロック主任の7名と関係教職員で構成する。

##### <設置期間>

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

##### <所掌事項>

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (2) いじめを受けた児童生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行うときには、いじめを受けた児童生徒、保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童生徒、保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

#### (3) 学校設置者及び文部科学省への報告

重大事態が発生したとき及び事実確認の結果について、速やかに学校の設置者（学校運営理事会）、在中華人民共和国日本国大使館、文部科学省に報告し、連携、協力して対応を行う。

## 第5 いじめ防止対策基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、本校のいじめ防止対策基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

# いじめの発見、対応の流れ

